

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する
施策を推進するための方針(案)に関する意見まとめ

資料

会議での主な意見 重複内容あり

箇所	内容
全体	条例前文の意味合いを加味してほしい。 手話の普及、理解がメインになってしまっている。 ろう者が主体的に生活していくために、何ができるのかという点に主眼を置いて 方針(案)を見直してほしい。
全体	方針(案)の主体が行政ばかりになっている。 みんなでやっていくという表現で考えてほしい。
全体	方針(案)が手話の学習、普及に特化した方針になっている。 聞こえない人が不自由なくコミュニケーションできるような体制作りが重要
全体	方針(案)の文章について、末尾は「検討します。」のような曖昧な表現より言い切 る形が良い。
1-(2)-	市職員が手話での対応、会話ができるという前に、市の対応として聞こえる人と 同じようにろう者が不自由を感じない対応をしていくことが大事ではないか。
1-(2)-	聞こえない人が、聞こえる人と同じような条件で働ける環境をつくっていけるよう な支援体制を考えてほしい。
3-(2)	設置通訳者の役割として、聞こえない人が自立した生活を送るための環境整備 を行うことが重要
その他	講師のあり方について検討してほしい。 ・手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座の講師 ・条例推進のための講師(普及啓発を担う)

(会議終了後)追加意見

箇所	内容
1-(1) 1-(1)- 2-(1)	「環境づくりを目指します。」のところを「やります。」「行います。」等に変えたほう が良いと思う。
1-(2)-	毎年「耳の日(3月3日)」～条例可決(3月11日)を記念して手話推進月間としては どうか。
1-(2)-	手話指導はろう者抜きでない。現在、兵庫県教育委員会より委嘱され、県立山 崎高等学校に、ろうあ協会の八木さんが特別非常勤講師として年に18時間指導 に通っておられます。 市の教育委員会からも身分保障という立場からろう講師の委嘱をお願いしたい。 (できれば数名)

箇所	内容
1-(2)-	<p>「手話を必要とする方に対して、職員が手話で対応できるよう…」の部分を変更する旨説明があったが、「手話が必要ですか?」「手話通訳に連絡するので、しばらくお待ちください。」等の表現を覚えて対応されれば良いと思う。 なので変更の必要はない。どうしても無理なら「職員による手話での対応を目指し」又は「職員が少しでも手話で対応できるよう」でも良いと思うが、できれば原案のままが良い。</p>
1-(2)-	<p>元:「市役所窓口において、手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるよう、職員に対する手話教室等の取り組みを進めます。」 案:「市役所窓口において、手話を必要とする方に対して職員が対応できるよう、職員に対する手話教室等の取り組みを進めます。」</p> <p>理由:手話を皆が使えるのが理想であるのは解るが、手話を使う人も同じように市役所を利用できることが大切なので、その為の理解や普及の活動をする方が良いと思います。</p>
1-(2)-	<p>職員が手話で対応できるようとありますが、そのままが良いと思う。「あいさつ」「少しお待ちください。」「設置通訳者を呼びます。」等だけでも対応はできると思うため。</p>
1-(2)- 2-(2)- 3-(2)-	<p>それぞれ「検討します。」のところを「やります。」「行います。」等に変えたほうが良いと思う。</p>
2-(2)-	<p>災害時の支援方法、体制についての検討はいつどこでされるのか。</p>
3-(2)-	<p>設置通訳者は、講座・研修に関わるというのはわかるが、主にろう者を中心に考えてほしい。 ろう者の生活、困っていること、緊急時対応など、講座に出かけていては対応できないかもしれない。 設置通訳者でないとできないことに力を注いでほしい。 又、手話教室などには、健聴者だけでなくろう者と一緒にを念頭において欲しい。</p>
その他	<p>窓口対応について、本庁までろう者が出向ける時はいいが、今後高齢化に伴い、市民局での対応が必要になってくると思う。市民局に通訳設置は無理かもしれないので、市民局にテレビ電話を設置し、本庁の設置通訳者につなぐという方法を取り入れている市もあるので検討して欲しい。</p>
その他	<p>しーたん放送(しろうチャンネル:ケーブルテレビ)でワンポイント講座を開く。総合病院に手話通訳を設置して欲しい。各市民局にタブレットを置いて、テレビ電話ができるようにしてほしい。</p>